

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	令和3年度単価契約ヘリコプター運航業務（あおぞら号）
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 中部地方整備局長 堀田 治 名古屋市中区三の丸2-5-1名古屋合同庁舎第2号館
契約締結日	令和 3年 5月17日
契約の相手方の氏名及び住所	朝日航洋株式会社 東京都江東区新木場4-7-41
契約金額 （消費税及び地方消費税含む）	¥179,355-
予定価格 （消費税及び地方消費税含む）	¥179,355-
随意契約によることとした理由	<p>本業務は、中部地方整備局の災害対策用ヘリコプター「まんなか号」が、点検・修理等により運航不能な時や、災害対策及び所管施設等の管理・調査等のため、複数のヘリコプターの運航が必要な場合において、その代替・補填のため、関東地方整備局の災害対策用ヘリコプター「あおぞら号」の運航を行うものである。</p> <p>本業務を実施するには、航空機運航業務に関する専門的な知識と豊富な経験を有し、突発的に発生する災害に対して迅速且つ確実な運航体制を確立することが必要となる。各整備局が所有する災害対策用ヘリコプターは、通常の民間ヘリコプターには搭載されていない、各種カメラ（テレビカメラ、赤外線カメラ等）・サーチライト・画像伝送用アンテナ等災害時の情報収集などに必要とされる装備を搭載している。朝日航洋株式会社は関東地方整備局と「航空機「あおぞら号」運航管理業務（以下「運航管理業務」という）」を契約中であり、「あおぞら号」について24時間体制で操縦士、整備士等の要員の確保がされている。</p> <p>また、航空法第73条2項及び航空法施行規則第164条14項で義務付けられている機長による出発前の確認を、運行管理業務の航空機の保管場所で行うことができることから、災害発生直後においても機体の移動を伴わず、極めて迅速且つ確実に運航を開始できる体制を確立している。</p> <p>以上のことから、朝日航洋株式会社は、本業務の遂行に必要な条件を満たす唯一の業者であり、同業者と契約を締結するものである。</p> <p>適用法令 ？ 会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号</p>
備 考	